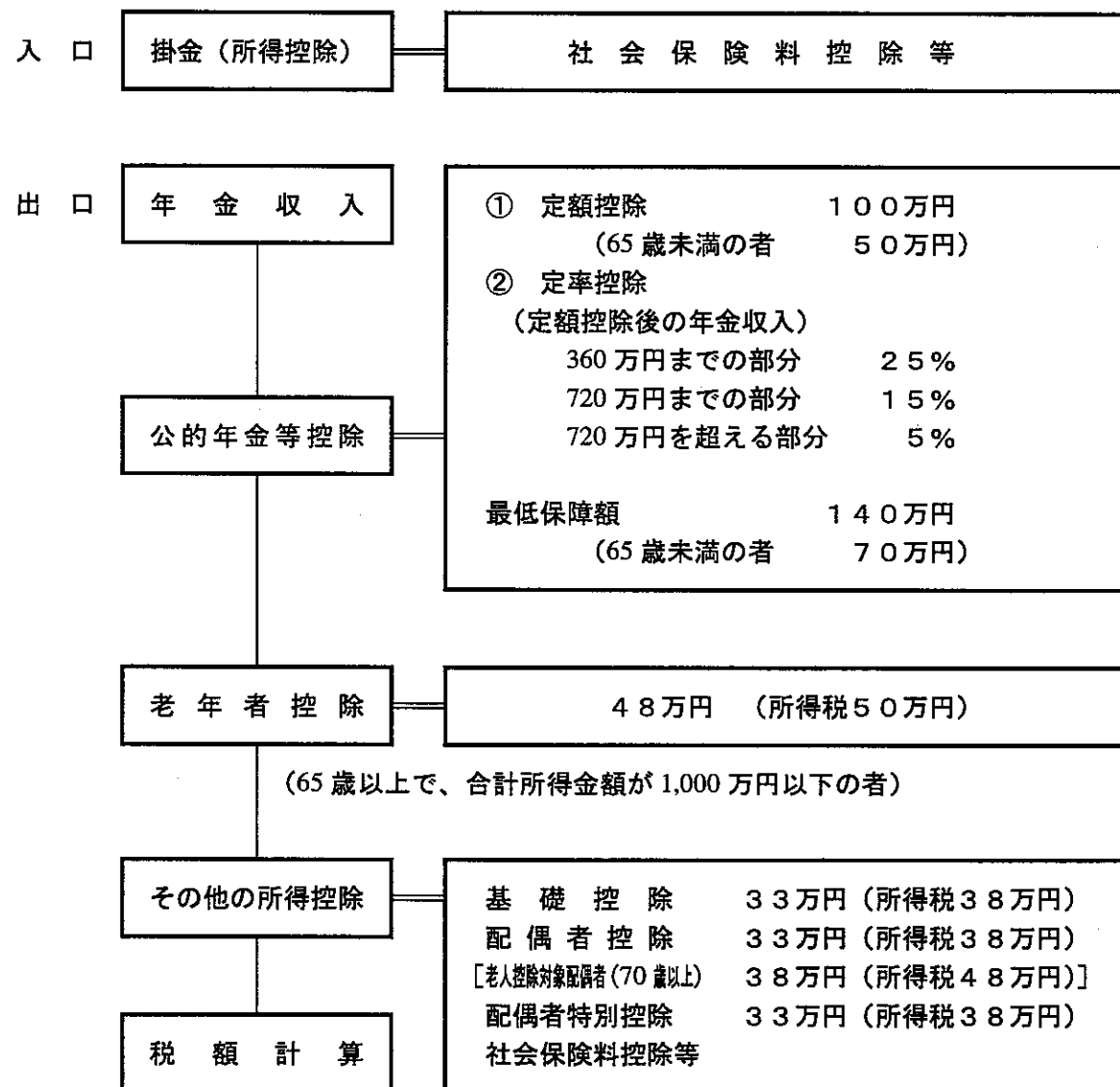


公的年金等に係る課税の仕組み（個人住民税）



(参考) 課税最低限・老年者等非課税限度額の比較

	独 身	夫 婦	
		老人配偶者なし	老人配偶者あり
公的年金受給者 (65歳以上)	課税最低限 2,268千円 老年者等非課税限度額 2,666千円	課税最低限 3,105千円 老年者等非課税限度額 2,666千円	課税最低限 3,176千円 老年者等非課税限度額 2,666千円
公的年金受給者 (65歳未満)	課税最低限 1,057千円	課税最低限 1,924千円	課税最低限 1,995千円
給与所得者	課税最低限 1,053千円	課税最低限 1,857千円	

所得区分・所得の計算方法と主な金融商品

所得区分	所得の計算方法（原則）	主 な 金 融 商 品 () は課税方法
利子所得	収入金額	・ 預貯金、公社債などの利子 ・ 公社債投資信託の収益の分配 ・ 貸付信託の収益の分配 （源泉分離）
配当所得	収入金額 - [株式的などをの取得入 す金の利子借入] * 配当控除（税額控除）あり	・ 株式、出資の配当 （総合課税又は源泉分離） ・ 証券投資信託の収益の分配 （源泉分離）
譲渡所得	収入金額 - [売却し た 資 産 の 費 取用 費 譲 渡 の 費] * 総合課税は50万円の特別控除あり	・ 株式の譲渡益 （源泉分離又は申告分離） （注）源泉分離課税は平成13年3月31日をもって廃止
一時所得	収入金額 - [収入をた支た 得めし用 費] - 特別控除 50万円	・ 生保の満期保険金 （総合課税）
雑所得	収入金額 - 必要経費	・ 割引債の償還差益 （源泉分離）

（参考）

- 金融商品等（預貯金、公社債、株式、債券、投資信託、貸付信託、割引債、譲渡所得、一時所得、雑所得）の所得は、原則として、源泉分離課税（源泉分離）または総合課税（総合課税）となる。
- 金融商品等（預貯金、公社債、株式、債券、投資信託、貸付信託、割引債、譲渡所得、一時所得、雑所得）の所得は、原則として、源泉分離課税（源泉分離）または総合課税（総合課税）となる。

利 子 ・ 配 当 等 課 税 制 度 の 概 要

区 分		概 要	
		所 得 税	住 民 税
利 子	預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配等	源泉分離課税 (15%の源泉徴収) [住民税 5%]	
配 当	株	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税
	式 等	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税
		源泉分離選択課税 (35%の源泉徴収)	総合課税
		確定申告不要 (20%の源泉徴収)	非課税
	証券投資信託（公募）の収益の分配	源泉分離課税 (15%の源泉徴収) [住民税 5%]	
譲渡・一時・雑	金融類似商品	利子所得と同様に源泉分離課税 (15%の源泉徴収) [住民税 5%]	
	懸賞金付預貯金等の懸賞金等		
	割引債の償還差益	源泉分離課税 (原則 18%の源泉徴収)	非課税

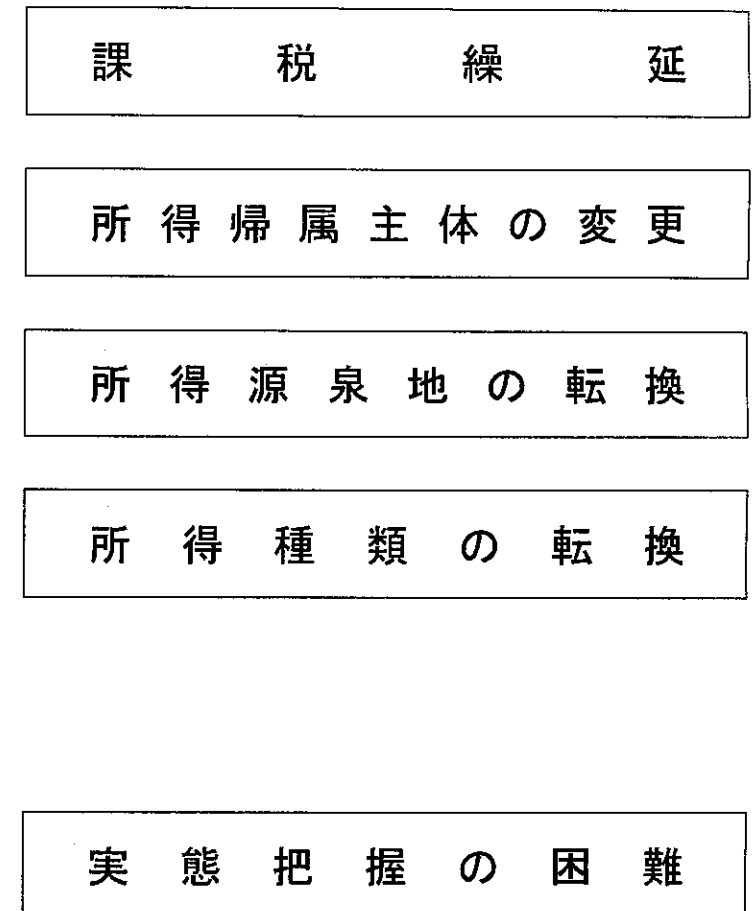
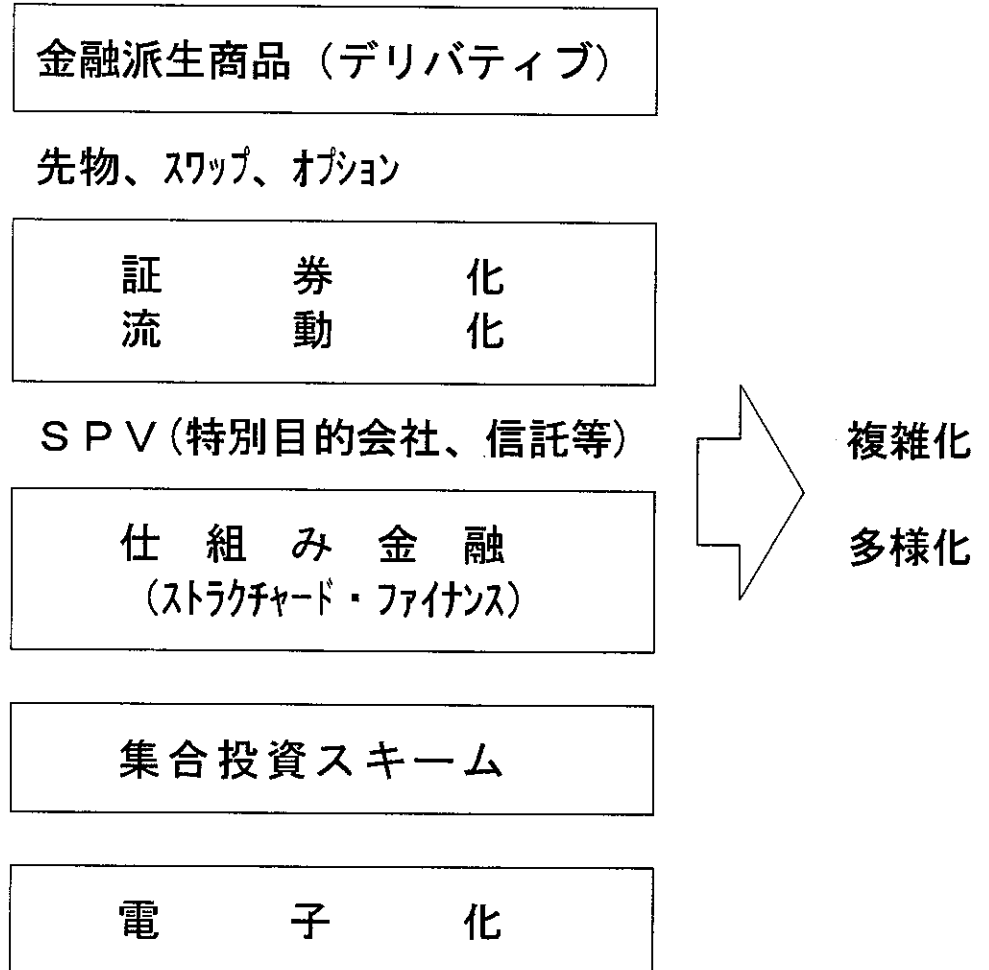
（注）金融類似商品とは、定期積金及び相互掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、金貯蓄（投資）口座の利益、外貨建定期預金の為替差益、一時払養老保険及び一時払損害保険等の差益（保険期間等が5年以下のものに限る。）をいう。

株式譲渡益課税制度の推移

	株 式 譲 渡 益 課 税	有価証券取引税
昭和28年度	・ 総合課税 → 原則非課税化 〔 回数大、売買株式数大、事業譲渡類似 〕 の場合には総合課税	・ 有取税の導入
平成元年度	(消費税導入) ・ 原則非課税 → 課税化 いずれかの方式 を取引毎に選択 申告分離課税 源泉分離課税 (みなし利益方式)	・ 税率引下げ
平成11年度	・ 申告分離課税への一本化 (源泉分離課税の廃止) ↓	・ 有取税の廃止 〔 税込 2000億円 〕 ピーク時 2兆円弱
平成13年4月	実 施	

〔 新たな金融商品取引 〕

〔 租税回避の観点からの論点 〕



※SPV：special purpose vehicles

土地の譲渡所得の課税状況（10年分）

譲 渡 価 額 (19.6 兆円)		
取 得 費 ・ 譲 渡 費 用 (8.7 兆円)	譲 渡 益 (10.9 兆円)	
	特 別 控 除 等 (7.1 兆円)	課 税 譲 渡 所 得 (3.8 兆円)
		軽 減 適 用 (0.9 兆円) 一 般 適 用 (2.9 兆円)

(備考) 主税局調べ

給与所得の源泉徴収制度の概要（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
源泉徴収の有無	○	○	○	○	×
年末調整等	年末調整を行う。 （原則としてその年最後に給与等の支払をする時）	年末調整の制度はない。 源泉徴収を受ける納税義務者も納税者番号制度の下で確定申告を行う。	支払者は、給与の支払の都度、累計所得税について税額を計算して過不足を調整する。（年度末に年末調整をする必要なし）	年末調整を行う。 （翌年3月まで）	
源泉徴収義務者の納付の時期	給与を支払った月の翌月10日（一定の要件に該当する場合には、納期の特例等の特例措置あり）	四半期毎	各課税月（毎月5日までの1ヶ月間）終了後14日以内または選択により四半期毎	前暦年納税額 1,200DM以下…1/10 1,200DM超～6,000DM …3/10、6/10、9/10、12/10 6,000DM超 …毎月10日	

（ 参 考 ）

給与所得以外の源泉徴収の対象となる所得	・ 利子、配当等 ・ 公的年金等 ・ 報酬、料金等等	・ 退職年金給付（注） ・ 企業による退職プラン ・ 個人退職勘定（IRA） ・ 生命保険契約 等 ・ 一部とばく賞金 ・ 納税者番号を提示しなかった場合等の31%の裏打ち源泉徴収あり	・ 利子 ・ 著作権・特許権の使用料等	・ 利子 ・ 配当等	・ 源泉分離課税を選択した利子
---------------------	--	---	--	---	---

（注）公的年金給付についても納税者の選択により源泉徴収とすることができる。

電 子 化 ・ 情 報 化 と 納 税 者 番 号 制 度

(経済社会情勢の変化)

- ・ 番号利用の一般化 (カード社会)
- ・ 行政による全国一連の番号の整備
(基礎年金番号、住民票コード)
- ・ 経済取引のグローバル化 (国境間の資金移動)
- ・ 金融システム改革 (商品間の資金移動)
- ・ 電子商取引 (納税者⇄取引の相手方等)
- ・ 電子申告 (納税者⇄課税当局)

電子化・情報化が急速に進展する経済・社会

(考えられる論点—例示—)

- ・ 国境・金融商品の枠を超えた資金の移動 (利益のつけかえ) が容易に ⇒ 租税回避行為が容易になるおそれ
- ・ 電子商取引、電子申告等の一般化 ⇒ 取引等における本人確認の必要性の高まり
- ・ (特に金融の場における) 番号利用の一般化、ペイオフ等 ⇒ 本人確認とプライバシー保護の議論が更に一般的に

⇒ 納税者番号制度に関する検討においても考慮する必要

個人付番方式のメリット／デメリットについて

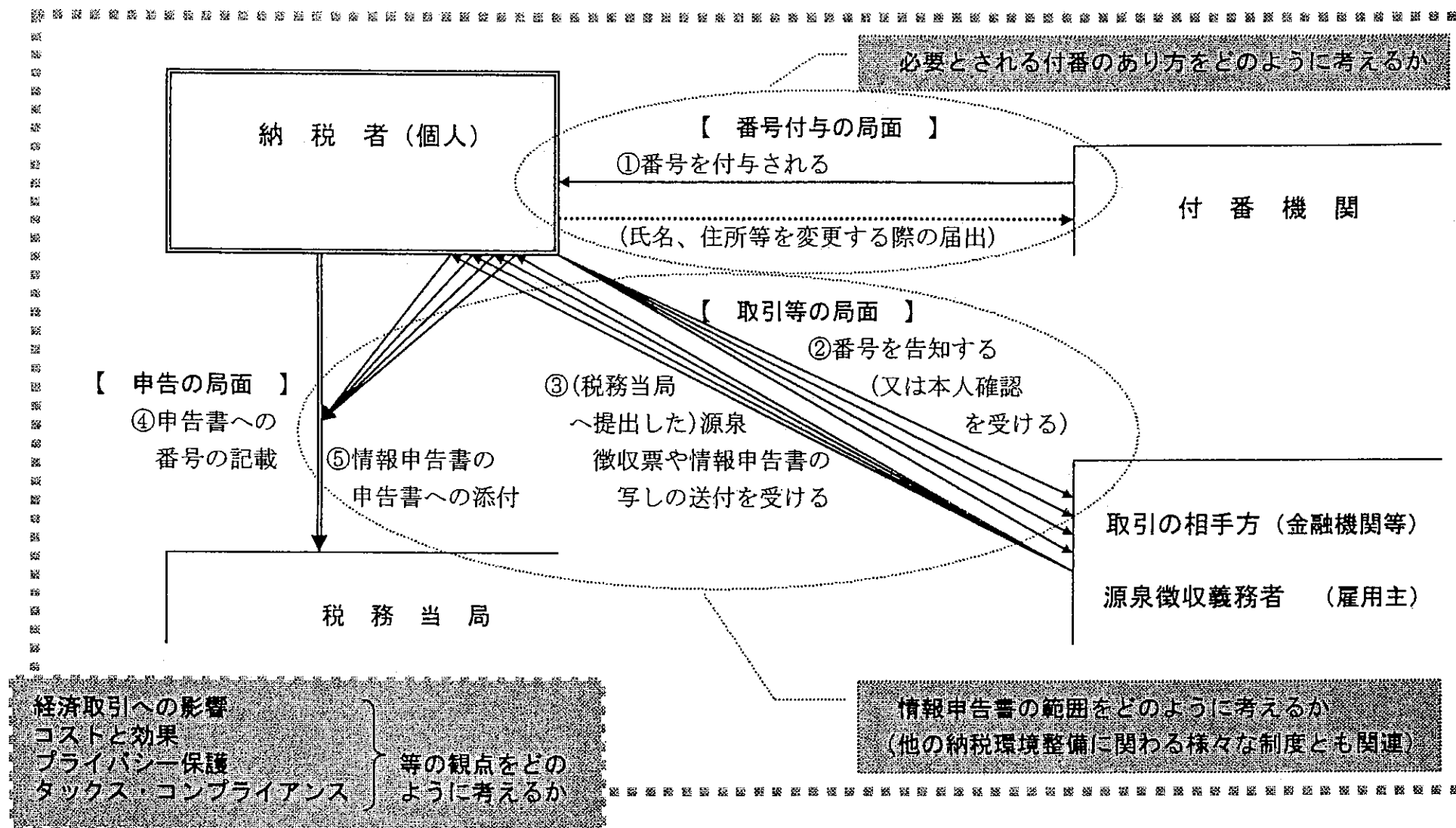
未定稿

	年金番号方式（基礎年金番号）	住民基本台帳方式（住民票コード）
メリット	○ 国民に受益を伴う行政分野で利用されているので、税務の分野での利用も比較的円滑に受け入れられるのではないか。 ＜昭和 63 年小委報告・平成 4 年小委報告＞ ○ 基礎年金番号の民間利用について規制はなく、納税者と相手方（金融機関等）との自己証明・本人確認の場面においても活用可能である。 （← 他方、民間における個人情報保護の問題について検討が必要）	○ 外国人を除く居住者すべてが対象であり、住所異動を正確に把握できる。 ○ 番号に法律上の根拠がある（住民基本台帳法）。
デメリット	● 年金非対象者等については自主申請とならざるを得ないことから全国民に自動的に付番することができず、二重付番、付番漏れが生じ得る（注2）。 （← 公的年金制度に加入していない者についても、自主的に番号を取得することを促す仕組みを作ること等によって番号制度の枠組みに取り込めるのではないかと意見もあり） ＜平成 4 年小委報告（昭和 63 年も同旨）＞ ● 番号に法律上の根拠がない（厚生省令で規定）。	● 強制的に番号が付与されるので抵抗感が強いのではないかと。 （← 身近な市町村で付番し、番号が管理される方が、抵抗感が弱いのではないかと意見もあり） ＜昭和 63 年小委報告（平成 4 年も同旨）＞ ● 住民票コードの民間利用が禁止されているため、納税者と相手方（金融機関等）との自己証明・本人確認の場面では活用できない。

（注1）上記は、個人付番方式に関する比較であり、法人、人格なき社団等の個人以外に対する付番の問題については、別途の検討が必要。

（注2）基礎年金番号は、公的年金加入者等（外国人も含む）が対象であり、住所の変更は本人の届出による。

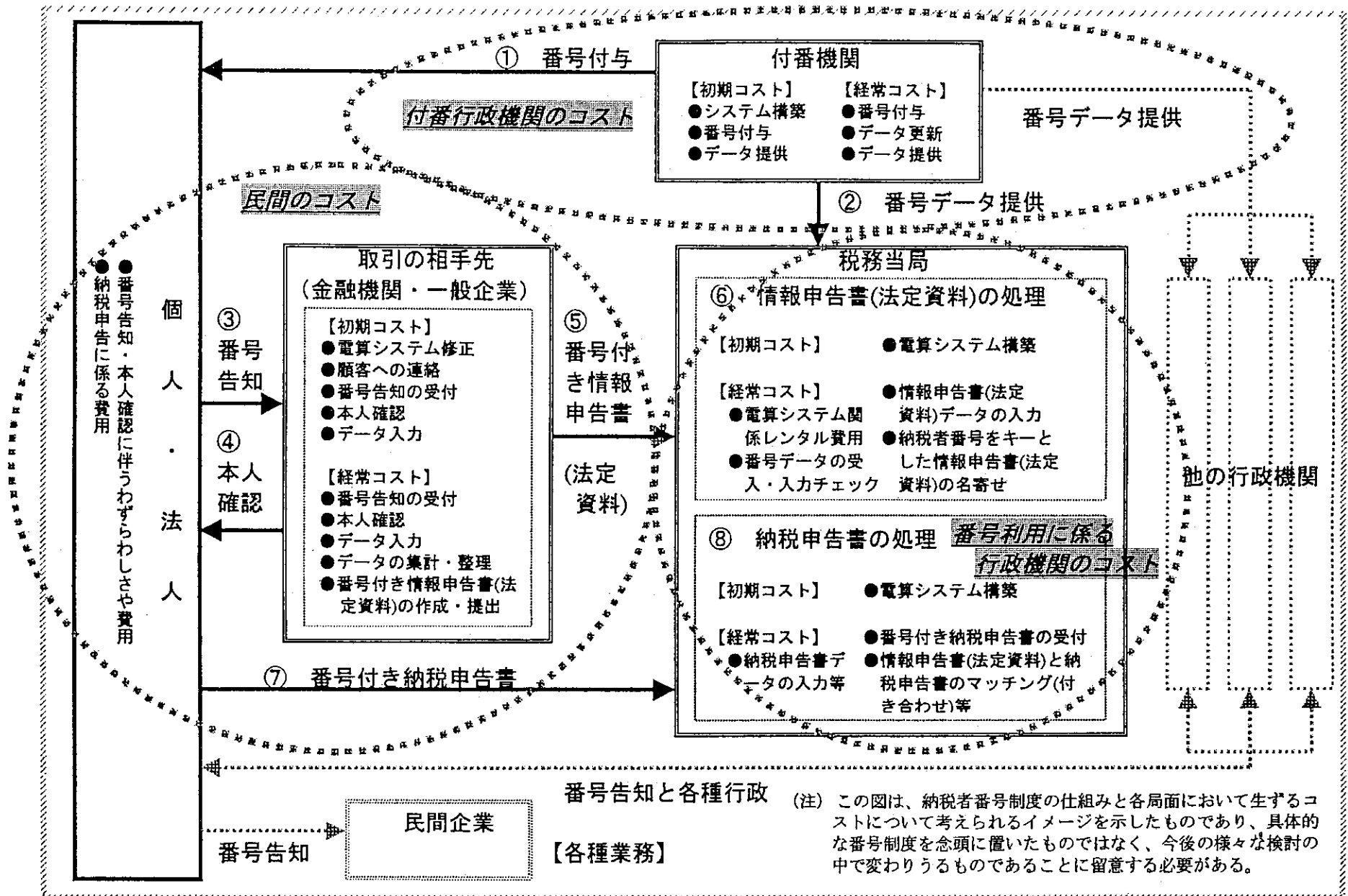
個人納税者のケース（納税者番号制度のイメージ）



(注1) この図においては、付番機関から税務当局への番号提供、取引の相手方等による番号付きの情報申告書の税務当局への提出、税務当局の行う情報申告書の納税者後との名寄せ・情報申告書と納税申告書の記載内容の突合（マッチング）、納税申告書の内容が適正でない場合の調査 等については、省略されている。

(注2) この図は、納税者番号制度において個人納税者に関する事柄について特定して表示したものであるが、具体的な番号制度を念頭に置いたものではなく、今後の様々な検討の中で変わりうるものであることに留意する必要がある。

納税者番号制度の利用の各局面において生ずるコスト（イメージ）



個人情報保護に関する政府の取組み

昭和 63 年 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」公布

(平成 10 年 3 月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」国会提出)

平成 10 年 11 月 高度情報通信社会推進本部（本部長：小渕内閣総理大臣）、「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」を本部決定。個人情報保護に関して、「民間における自主的取組みを推進するとともに、法律による規制も視野に入れた検討を行って行く必要」と言及

(平成 11 年 6 月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」、衆議院を通過。法案修正がなされ、附則部分に「2 この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。」の一項が追加)

平成 11 年 7 月 内閣・高度情報通信社会推進本部、「経済・社会の急激なネットワーク化が進展する中での個人情報保護のあり方について検討」するため、個人情報保護検討部会（座長：堀部政男中央大学法学部教授）の設置を本部長決定。

(平成 11 年 8 月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」参議院において可決・成立→公布)

平成 11 年 10 月 三党連立政権、「政治・政策課題合意書」において「個人情報保護のための包括的なシステムの整備…を図る」旨合意

個人情報保護検討部会、「個人情報の保護について（骨子・座長私案）」を公表

平成 11 年 11 月 同部会、「我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）」を了承

平成 11 年 12 月 高度情報通信社会推進本部、「『…部会中間報告』」を最大限尊重し、我が国における個人情報保護システムの中核となる基本的な法制の確立に向けた具体的検討を進める。」との本部決定

平成 12 年 1 月 高度情報通信社会推進本部、「我が国における個人情報保護システムの中核となる基本的な法制の確立に向けた法制的な観点からの専門的な検討を行う」ため、個人情報保護法制化専門委員会（委員長：園部逸夫立命館大学大学院客員教授、前最高裁判所判事）の設置を本部長決定

米国における社会保障番号・納税者番号とプライバシー保護の仕組み

○ 米国においては、社会保障番号(S S N : Social Security Number、内国歳入法の規定により納税者番号として採用)に関して、以下のようなプライバシー保護のための措置がなされている。

(1) 1974 年プライバシー法(Privacy Act of 1974)上の制約

- ・ 連邦、州及び地方政府機関が強制力をもって個人に社会保障番号の開示を求めるためには、連邦法にその根拠が必要とされる。

(2) 社会保障番号に関する社会保障法上の保護

- ・ 情報の非公開：社会保障制度の運用上社会保障庁又は権限ある者が取得・管理している社会保障番号及び関連する情報は、法律または規則によって認められている場合を除き、公開を禁止している。
- ・ 不公正な社会保障番号の利用の制限：社会保障番号の設定に係る虚偽の情報提供、番号の不正使用・開示等は禁止されており、これに違反すると 10,000 ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の禁錮又はこれらの併科がなされる。

(3) 税務におけるプライバシー保護

- ・ 1976 年税制改革法において、内国歳入法が改正され、納税申告書及びその関連書類等の開示に関する要件を詳細に規定した。本規定により、納税申告書及びその関連書類は原則非公開とし、全ての公務員は守秘義務を負うこととなっており、これに違反すると、5,000 ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の禁錮又はこれらの併科がなされる。

(4) 民間部門における納税者番号の利用

- ・ 連邦法に違反して納税者番号を開示した場合、内国歳入法の規定により、5,000 ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の禁錮又はこれらが併科される。

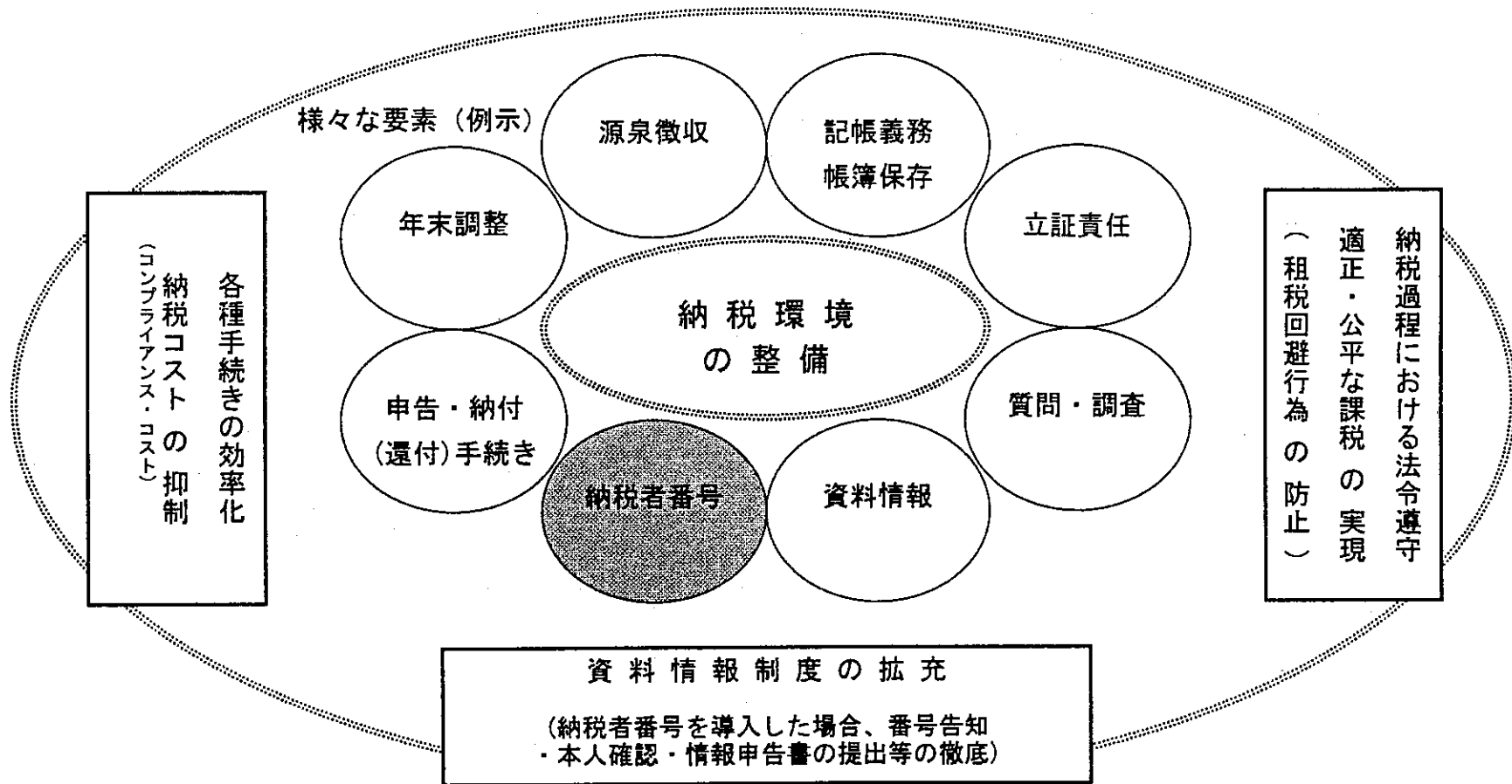
(注 1) 納税者番号の告知を受けた者が連邦法に違反して納税者番号を開示した場合、納税者はその者に対する損害賠償請求の民事訴訟を連邦地裁に提訴することができる。

(注 2) 納税者番号として使用する場合の社会保障番号については上記のような規制が存在するものの、社会保障番号自体の民間における利用についてプライバシー保護の観点から規制する法律はない。

主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

国名	番号の種類	適用業務	付番者（数）	人口 （1998年現在）	付番維持 管理機関	付番の根拠法	実施年
アメリカ	社会保障番号 （9桁）	税務、社会保険、年金 、兵役等	約3億8,100万人 （累積数） （1997年現在）	2億7,056万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
カナダ	社会保険番号 （9桁）	税務、失業保険、年金 等	約3,153万人 （累積数） （1997年現在）	3,030万人	人的資源開発省	失業保険法	1967年
デンマーク	統一コード （10桁）	税務、年金、住民管理 、諸統計、教育等	全住民	530万人	内務省中央 個人登録局	個人登録に関する法律	1968年
スウェーデン	統一コード （10桁）	税務、社会保険、住民 管理、諸統計、教育等	全住民	885万人	国 税 庁	人口登録制度に関する勅令・政令	1968年
ノルウェー	統一コード （11桁）	税務、社会保険、諸統計、 教育、選挙等	全住民	443万人	登 録 庁	人口登録制度に関する法律	1970年
韓 国	住民登録番号 （13桁）	税務、社会保障、旅券 の発給等	全住民	4,643万人	内 務 部	住民登録法	1993年
シンガポール	統一コード （1文字8数字）	税務、年金、車両登録 等	全住民	387万人	内務省国家 登録局	国家登録法	1995年
イタリア	統一コード （文字及び数字 の組合せ）	税務、諸許認可等	約5,000万人 （1997年現在）	5,852万人	財 政 省	納税者登録及び 納税義務者の納 税番号に関する 大統領令	1977年
オーストラリア	統一コード （9桁）	税務、所得保障等	約1,250万人 （1996年現在）	1,875万人	国 税 庁	1988年度税制改 正法	1989年

タックス・コンプライアンス (Tax Compliance : 税制への信頼と納税過程における法令遵守)
(納税者や源泉徴収義務者等の関係者の観点)



課税の公平・適正化 + 納税者意識の向上

日本及び諸外国の課税方式(未定稿)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税の原則	総合課税 (給与は源泉徴収) (年末調整あり)	総合課税 (給与は源泉徴収) (年末調整なし)	総合課税 (給与は源泉徴収) (支払都度調整)	総合課税 (給与は源泉徴収) (年末調整あり)	総合課税 (給与の源泉徴収なし)
利子	源泉分離課税 (20%源徴) (国税15%、 地方税5%)	総合課税(納番) (注1)	総合課税(20%源徴) (注3)	総合課税(30%源徴)	①総合課税(源徴なし) ②源泉分離課税(25%源徴(注5)) の選択
キャピタル・ゲイン	土地等・株式は分離課税、その他は総合課税	総合課税(注2)	総合課税 (注3)	総合課税(注4)	有価証券は申告分離課税(26%)(注5)、 その他は総合課税

- (注) 1. アメリカは納税者番号を申告しなかった者への利子・配当の支払いには31%の裏打ち源泉徴収を行う。
 2. 12 カ月超保有した株式の譲渡益には軽減税率が適用される。すなわち、通常所得に上積みした場合の所得税の限界税率が15%以下のブラケットに属する部分については10%、28~39.6%の部分は20%で課税を行う。
 3. 他の通常所得に上積みした場合の所得税の限界税率に応じ、基本税率(23%)以下のブラケットに属する部分については20%、それ以外の部分は40%で課税を行う。
 4. ドイツは次の譲渡益以外は非課税
 (1) 事業資産の譲渡により生じたもの、
 (2) 一定の者の所有する資本会社持分について生じたもの、
 (3) 投機売買(保有期間1年以下の株式、10年以下の土地等)により生じたもの
 5. 付加税10%を含む。

源泉徴収方式と納税者番号による名寄せ方式（未定稿）

	源泉徴収方式						源泉徴収・納税者番号併用方式	納税者番号による名寄せ方式
	日本	イギリス	ドイツ	フランス	スイス	イタリア		アメリカ、カナダ
利子	源泉徴収 (20%)	源泉徴収 (20%)	源泉徴収 (30%)	源泉徴収 (25%) (選択制)	源泉徴収 (35%)	源泉徴収 (25%)		納税者番号による申告
配当	源泉徴収 (20%)	———	源泉徴収 (25%)	———	源泉徴収 (35%)	源泉徴収 (10%)		納税者番号による申告
(参考) 給与	源泉徴収 (年末調整あり)	源泉徴収 (支払都度調整)	源泉徴収 (年末調整あり)	———	———	源泉徴収 (年末調整あり)		源泉徴収の上、納税者番号による申告 (年末調整なし)

（備考）

1. 日本の利子課税の源泉徴収 20%には地方税（5%）を含んでおり、配当課税は総合課税（源泉徴収 20%）と 35%の源泉分離課税と選択制である。
2. ドイツの利子については、源泉徴収制度を廃止したところ、申告した者としいない者の間で著しい不公平を招いているとして、1991年に憲法裁判所の違憲判決があり、1993年から源泉徴収制度が復活した。
3. フランスの利子課税は、総合課税（源泉徴収なし）と源泉分離課税との選択制である。
4. イタリアの配当課税は、総合課税（源泉徴収 10%）と源泉分離課税 12.5%との選択制である。
5. アメリカは納税者番号制度を申告しなかった者への利子・配当の支払には 31%の裏打ち源泉徴収を行う。また、非居住者への利子の支払では原則的には 30%の源泉分離課税が行われる。

諸外国の所得税の課税方式と立証責任の所在（未定稿）

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
税額確定の方式	申告納税方式	申告納税方式	申告納税方式又は賦課課税方式の選択制	賦課課税方式	賦課課税方式
立証責任	一般的に税務当局にある。	一般的に、行政庁の処分については、正当性の推定（Presumption of Correctness）が判例で打ち立てられており、税については、立証責任（Burden of proof）は納税者にありとされている。	一般的に納税者にある。	一般的に、納税者の収入については、税務当局に、経費や税務上の特典については、納税者に立証責任がある。	一般的に税務当局にある。

（注）アメリカについては、1998年IRS改革法により、納税者が内国歳入庁（IRS）の税務調査（資料提出等）に十分な協力を行うこと等一定の条件を満たしている場合に限り、事実認定に関する立証責任が納税者から税務当局に移ることとなった。